

旧島田小学校跡地福祉活用事業の プロポーザルに関する説明書

1 事業の概要

(1) 事業名

旧島田小学校跡地福祉活用推進事業

(2) 事業内容

平成21年4月に和島地域の島田小学校と桐島小学校を統合し、和島小学校が開校することに伴う島田小学校の跡地利用について、学校の歴史や伝統、自然環境など特性を生かした活用方法の検討を行ってきた。

検討の結果、島田小学校の跡地は、「第2期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」等に基づき、「生涯健やかで、いきいきと暮らせるまちの実現」を目指し、障害者が住みなれた地域で自立した生活を送り、生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進するための福祉事業に活用することが最も適しているとの結論に達した。

これらの点を踏まえ、事業提案を求め、最優秀となった事業者を施設等の譲渡候補者とし、随意契約により旧島田小学校跡地を譲渡し、事業提案どおりに事業を進めてもらうものである。

(3) 旧島田小学校跡地の概要

土地：長岡市和島中沢乙64番1ほか

地目 宅地、山林

面積 30,139.24㎡ (実測面積)

建物：長岡市和島中沢乙64番地1ほか

校舎、屋内運動場ほか

面積 3,297.44㎡

2 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、事業の具体的な取組方法について提案を求めるものである。

本説明書において記載された事項以外の内容を含む提案書については、無効とする場合があるので注意すること。

(2) 提案書の作成方法

提案書の様式は、様式3、4、5(A4判)に示したとおりとし、印刷方法については、片面印刷とする。

(3) 記入要領及び注意事項

① 事業実施方針（様式4）

長岡市では、「第2期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」等に基づき、「生涯健やかで、いきいきと暮らせるまちの実現」を目指し、障害者が住みなれた地域で自立した生活を送り、生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進している。

これらの点を踏まえ、事業実施方針、取組み体制、特に重視する計画上の配慮事項、その他事業実施上の配慮事項等を、A4判2枚以内で記述すること。

② 特定テーマに対する提案（様式5）

以下の項目に関する考え方を各テーマA4判2枚以内で記載する。

【テーマ①】 「長岡市の障害福祉施策との関連性について」

【テーマ②】 「新たに創出される雇用の場について」

【テーマ③】 「地域における役割について」

なお、記載にあたっては以下の事項に特に留意すること。

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限（イラスト、イメージ図は使用してよい）の範囲においてのみ認める。

ウ 提出者を特定することができる内容の記述（具体的な法人名等）を記載してはならない。

エ 印字方法は、カラーは可とする。

オ 文字の大きさは、11ポイント以上とすること。

3 提案物の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

4 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 簡易評価型プロポーザル参加表明書（様式1）

① 提出方法 1部持参とする。（持参時に島田小学校跡地の現況平面図を配布する。）

② 提出先 長岡市福祉保健部福祉総務課 担当：内山、細貝（福祉相談課）

住所 〒940-8501 新潟県長岡市幸町2-1-1

TEL：0258-39-2217（直通）

FAX：0258-39-2275（代表）

電子メール：fukushi@city.nagaoka.lg.jp

③ 提出期限 平成21年12月18日（金曜日）午後5時30分

(2) 簡易評価型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書

- ① 提出書類
- ・簡易評価型プロポーザル参加資格確認申請書（様式2） 1部
 - ・法人の登記簿謄本（全部事項証明書） 1部
 - ・法人等の経営状況を説明する書類（直近1ヵ年分） 1部
 - ・提案書（様式3）
 - ・事業実施方針及び手法（様式4、5）
- } 10部
- ② 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）
- ③ 体裁 提案書は様式3、様式4、様式5の順に左上1か所をホチキス止めすること。
- ④ 提出先 長岡市福祉保健部福祉総務課 担当：内山、細貝（福祉相談課）
- ⑤ 提出期限 平成22年2月3日（水曜日）午後5時30分
- ⑥ その他 要求した内容以外の書類等については受理しない。

(3) 本プロポーザルで使用する様式については、長岡市のホームページ内からダウンロードした様式を使用すること。

5 本説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、簡易評価型プロポーザルに関する質問書（様式6）により行うものとし、持参、郵送、ファックスまたは電子メール（持参以外の場合は、到着または着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号、電子メールアドレスを併記すること。

ア 質問の受付回答課 長岡市福祉保健部福祉総務課

イ 質問の受付期間 平成21年12月18日（金曜日）午前8時30分から
平成22年1月8日（金曜日）午後5時30分まで

(2) 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、平成22年1月15日（金曜日）までに参加表明書を提出した者全員に回答する。

6 評価基準

別紙1のとおり

7 評価結果の通知について

(1) 提出された提案書の内容を評価し、最優秀者を決定する。評価結果は、参加者全員に通知する。

(2) 評価結果については、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

8 契約について

市は、最優秀者と随意契約により施設等の譲渡を行う。

9 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、参加資格確認申請書及び提案書を提出できない。
- (3) 提出された参加資格確認申請書及び提案書は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (4) 参加資格確認申請書及び提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とすることがある。
- (6) 参加者が1事業者の場合にも提案書の評価を行い、基準点に達している場合には、譲渡候補者とする。なお、基準点については75点以上とする。**
- (7) 提出された参加資格確認申請書及び提案書は、返還しない。
- (8) 不明な点については、長岡市福祉保健部福祉総務課に照会すること。